

第 2 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成21年 4 月 22 日

閉 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成21年 4 月 22 日（水曜日）

午後 1 時 33 分開議

午後 3 時 48 分閉会

本日の会議に付した事件

平成 2 1 年度主要事業等説明

報告事項

①国営川辺川土地改良事業（利水事業）の  
現状と今後の進め方について

出席委員（7 人）

委員 長 九 谷 弘 一  
副委員 長 高 野 洋 介  
委 員 前 川 收  
委 員 平 野 みどり  
委 員 城 下 広 作  
委 員 井 手 順 雄  
委 員 濱 田 大 造

欠席委員（1 人）

委 員 村 上 寅 美

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部 長 廣 田 大 作  
次 長 福 島 淳  
次 長 藤 井 正 範  
次 長 加 納 義 英  
次 長 下 林 恭  
次 長 堤 泰 博  
農林水産政策課長 白 濱 良 一  
団体支援総室長 牧 野 俊 彦  
団体支援総室副総室長 浜 田 義 之  
農林水産政策監兼  
団体検査室長 加 久 伸 治  
農村・担い手支援課長 村 山 栄 一  
農業技術課長 渡 辺 弘 道

農産課長 麻 生 秀 則  
園芸生産・流通課長 城 啓 人  
畜産課長 高 野 敏 則  
農村計画・技術管理課長 宮 崎 雅 夫  
農林水産技術管理監兼  
技術管理室長 山 本 一 登  
農村整備課長 大 薄 孝 一  
首席農林水産審議員兼  
森林整備課長 織 田 央  
林業振興課長 藤 崎 岩 男  
森林保全課長 久 保 尋 歳  
水産振興課長 神 戸 和 生  
漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫  
政務調査課課長補佐 檜木野 美紀子

午後 1 時 33 分開議

○九谷弘一委員長 開会に先立ちまして、報告をいたします。本日は、村上委員は御欠席でございます。

それでは、ただいまから第 2 回農林水産常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

さきの委員会におきまして、委員長に選任をいただきました九谷でございます。今後 1 年間、高野副委員長とともに、誠心誠意円滑な委員会の運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。また、廣田農林水産部長を初めとする執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます。

続いて、高野副委員長からごあいさつをお願いいたします。

○高野洋介副委員長 皆さんこんにちは。さきの第1回委員会におきまして、副委員長に選任いただきました高野でございます。

今後1年間、九谷委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。委員各位また執行部の皆様方の御協力をよろしくお願いをいたします。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○九谷弘一委員長 4月に人事異動がっておりますので、幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

自己紹介は、課長以上については自席からお願いいたします。

また、審議員及び課長補佐については、別に配付しております職員名簿により紹介にかえさせていただきます。

それでは、廣田農林水産部長から順次お願いをいたします。

(廣田農林水産部長、福島農林水産部次長～尾山漁港漁場整備課長の順に自己紹介)

○九谷弘一委員長 どうもありがとうございました。1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、主要事業の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思っております。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆様は着席のままで行ってください。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願い

いたします。

○廣田農林水産部長 本日は、平成21年度最初の委員会でございますが、九谷委員長、高野副委員長並びに各委員の皆様方には、この1年間大変お世話になります。どうぞよろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

平成21年度農林水産部主要事業及び新規事業の説明に先立ちまして、農林水産部関係の組織改正の概要について御説明を申し上げます。

本庁におきましては、企業参入を含めた担い手支援対策、農地の有効活用対策を充実強化するため、農業経営課を農村・担い手支援課に改編いたしました。

また、地域振興局におきましては、農業に関する行政と普及をより現場に密着して一括して行うことができるよう、農業振興課と農業普及指導課を統合し、農業普及・振興課を設けました。

これらの組織改正とあわせて、これまで以上に、本庁と出先機関が一体となって農林水産業施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、緊急経済対策につきましては、県では4月10日に知事をトップとする経済危機対策本部を設置いたしました。知事から、農業重視で取り組んでいくので、知恵を結集して積極的に対応するよう指示があったところであります。農林水産部としても積極的に対応してまいりたいと考えております。

それでは、農林水産部の平成21年度予算でございますが、予算総額は、お手元にお配りしております説明資料の3ページ、平成21年度当初予算総括表のとおり、一般会計で643億1,046万円余、特別会計で10億6,720万円余、総額で653億7,767万円余となっております。

本県の農林水産業は、少子高齢化や過疎化等による担い手の減少、農林水産物価格の低

迷、消費者の食の安全・安心の確保などの課題に直面しており、これらの課題に対して、効果的な対応が求められております。

このため、農林水産部では、このような状況を克服し、本県農林漁業者の安定した所得確保や安全・安心な農林水産物の安定供給等の責務を果たすため、さきに制定されましたくまもと地産地消推進県民条例の趣旨をしっかりと受けとめて、施策を展開することとしております。

まず、農業関係では、消費者の信頼を得ることができる魅力ある産品を継続して生産できるように技術開発を行うとともに、生産基盤整備等を支援することとしております。

また、県農業を安定的に支える認定農業者など、担い手への支援を引き続き行うとともに、企業参入も含めた多様な新規就農・就業を想定し、窓口整備や就業環境整備に取り組むこととしております。

さらに、耕作放棄地及び休耕田を含む農地の有効利用促進のため、担い手への農地集積や学校等との連携による耕作放棄地の解消を図るとともに、休耕田への米粉など非主食用米の生産拡大対策などに取り組みます。

次に、林業関係では、森林の公益的機能を維持し森林吸収源対策の推進を加速するため、水とみどりの森づくり税を活用しながら、間伐等の森林整備やシカ被害の防止などに引き続き取り組むこととしております。

また、林業・木材産業の振興のため、担い手の育成・確保、県産材の需要拡大と供給体制整備等の取り組みも引き続き推進してまいります。

次に、水産関係では、水産資源の回復による豊かな海づくりのため、栽培漁業と資源管理型漁業に一体的に取り組むとともに、作れい、覆砂等による漁場環境の保全、改善に引き続き取り組むこととしております。

特に、稼げる水産業を目指し、新養殖種の推進等による養殖県くまもとの復活対策の取

り組みを強化してまいります。

これらのほか、農業、林業、水産業全般において、本県の多種多様な農林水産物の販売拡大のため、PR活動や情報発信等に取り組むこととしております。

特に「くまもと」あるいは「熊本産」への信頼、印象、認知度の向上を図るために、関係団体と連携し「くまもと」という統一感のあるPR活動に力を入れてまいります。

具体的な施策や事業の内容につきましては、お配りしております説明資料の10ページ以降、平成21年度主要事業及び新規事業としてまとめられておりますが、詳細につきましては、各課・総室長から説明を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、その他報告事項で御説明いたしますが、国営川辺川土地改良事業につきましては、関係6市町村長が本年8月を目途に地元の合意形成を図っていくとの意向であり、県といたしましては、引き続き地元の動向等を見きわめつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。詳細につきましても、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○九谷弘一委員長 ちょっと暑いようですから、暑い方はどうぞ遠慮なく上着を脱いで結構でございますので。

それでは、白濱農林水産政策課長。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

それでは、常任委員会説明資料に基づきまして、平成21年度主要事業及び新規事業を御説明いたします。

3ページをお開きください。3ページは、平成21年度当初予算総括表でございます。

4ページをお願いします。4ページから9ページまでは、平成21年度予算の主要な施策につきまして、1として平成21年度予算の基

本的な考え方、それから、中段に2として平成21年度予算で取り組む施策につきまして

(1) 以下9ページまでお示ししております。

なお、説明は省略させていただきます。

それでは、農林水産政策課の平成21年度主要事業及び新規事業を御説明いたします。

資料の10ページをお願いします。

くまもと農・林・水「夢」挑戦事業でございます。

1の目的といたしましては、農林水産業施策方針に基づきまして、くまもと農林水産業再生会議からいただきました提言を受けとめまして、消費面からのアプローチとして、農林水産業・農山漁村への理解醸成活動等を推進いたします。また、生産面からのアプローチとして、今後の農業振興方策の検討及び県の果たすべき役割を明確化する農業生産振興連絡会議の実施・運営を行うこととしております。

事業内容としましては、(1)の消費者がリードする農林水産業再生プロジェクトと(2)の農業生産振興連絡会議を開催するとともに、(3)の地産地消を推進する取り組みや(4)の農業フェア、(5)の農業振興を図るための地域独自の活動を推進することとしております。また、(6)チャレンジする農林水産業者等を支援することとしております。特に、地産地消につきましては、くまもと地産地消推進県民条例の制定を踏まえまして事業を展開してまいります。

次に、11ページでございます。

安全安心なくまもと農林水産物PR促進事業でございます。

目的の4行目に書いてございますが、大消費地における本県農林水産物の信頼、印象、認知度向上を図るため、首都圏におけるパブリシティの展開、県認証制度のさらなる周知強化等を図ることとしております。

2の事業内容でございますが、(1)として、知事トップセールス等に合わせてPR活動を

集中的に行い、本県農林水産物の認知度向上を図ることとしております。

(2)では、「有作くん」など、本県独自の各種認証制度や取り組み内容の消費者への周知、販売促進に向けた活動を支援することとしております。

12ページをお願いします。

農業研究センターの事業でございます。

くまもとオンリーワン農産物研究開発事業といたしましては、オリジナル品種の育成・選定を行いますとともに、栽培・飼養技術開発を行うこととしております。

13ページをお願いします。

安全な農産物の生産技術高度化事業でございます。

事業内容でございますが、化学農薬に頼らない病害虫制御技術の確立や環境に優しい施肥技術の確立、バイオマス資源有効利活用技術の開発を行うこととしております。

14ページをお願いします。

林業研究指導所でございます。試験調査事業のうち、新植地のシカ食害防止の検証でございます。

事業内容でございますが、シカの習性に着目して、シカ侵入防止ネットの構造を改良し、侵入防止効果の調査検証をするほか、ネット資材として、中古のノリ網等の活用による設置コストの低減効果の調査検証を行います。

15ページをお願いします。

林産物利用加工研究開発指導事業のうち、「県産針葉樹単板を原料とした面材料とその利用技術の開発」でございます。

事業内容でございますが、今後、面材料の利用増加が期待される枠組み壁工法、在来枠組み住宅の耐力壁、耐震改修における補強等に使用できる面材料の開発を行うこととしております。

16ページをお願いします。

水産研究センターでございます。養殖重要種生産向上事業でございます。

この事業は、販売価格の低迷や生産コストの高騰、新たな疾病の発生等で不安定化している本県養殖業の経営安定化を目的としております。(1)の魚病対策としては、新魚種養殖技術開発を行うこととしております。

以上でございます。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

まず、団体支援総室農林水産業制度資金でございます。

この事業、1の目的でございますが、資金調達の面から、多様化する農林水産業者の経営安定と生産力の増強等を支援するというものでございます。

2の事業内容のところに①②と書いてございます。①が、県が直接貸付または貸付資金を提供する仕組み、それから②が、金融機関が融資を行ったものに対して、市町村が利子補給をした場合に県が助成するという、こういうふうな2つの仕組みをやってございます。

表にしております。農林水産の各分野に關します主な資金につきまして、融資枠、対象者、資金使途、予算額をまとめております。資金名の括弧書きで、先ほど申しました貸付または利子補給の2つの区別を記載してございます。平成21年度の融資枠につきましては、一部資金需要動向を勘案して融資枠を調整しておりますけれども、必要な枠は確保できたものと考えております。

次に、18ページをごらんください。

続きまして、中核森林組合育成総合対策事業でございます。

この事業、1の目的でございますけれども、森林組合が、森林整備の重要な担い手といたしまして、厳しい経営環境下におきましても自立的経営を実現できる組合となるように支援・指導を行うものでございます。このよう

な森林組合を中核森林組合ということで認定することとしております。

2の事業内容でございますが、(1)から(3)でございます。(1)は事務経費、(2)が系統体制支援事業でございますが、県の森林組合連合会が各森林組合を対象として研修や指導を行うための経費についての助成事業でございます。それから、(3)森林組合経営基盤強化対策事業でございますが、これは、各森林組合が事業量の確保等の観点から森林所有者等に対して低コストでできる施業方法の提案等を行うため、森林の現況調査、計画策定、説明会開催等の経費について助成を行うものでございます。

特に、集約化施業としてございますが、これは、小面積森林所有者や不在地主等の森林の施業を集約化することによりまして、事業の効率化、それから組合の事業量の確保を図るというものでございます。

一番下に太括弧書きで、中核森林組合ということで認定する場合の基準を平成18年策定の指導方針に基づきまして①から④まで記載してございます。現在、森林組合数は県下17ございますけれども、このうち7組合を中核森林組合ということで認定しているところでございます。

次に、19ページをごらんください。

3つ目が漁協関係でございますが、漁協経営強化対策事業でございます。

この事業は、1ですけれども、漁業協同組合が、同じく経営を取り巻く厳しい環境の中で漁業者の生産活動を支えるという役割を果たしていけるように、漁協が取り組む事業改革、それから経営改善等を支援するものでございます。

2番に事業内容としてございます。(1)と(2)があります。(1)は、県の事務経費、それから(2)が、ア)とイ)でございます。ア)は、漁協経営体質強化促進指導事業ということで、県の漁業協同組合連合会が各漁協に対し

て事業改革等の指導を行う場合の経費補助でございます。それから、イ)は、事業名は非常に似ておりますけれども、これは各漁協が事業改革等を実施する場合の経費に対して助成するものでございます。事業主体、事業期間は記載のとおりでございます。

団体支援総室は以上でございます。

○村山農村・担い手支援課長 農村・担い手支援課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

まず、担い手育成支援事業でございます。これは、農業従事者の減少や高齢化が進みます中、担い手への施策の集中化・重点化を図ることにしまして、特にこの事業におきましては、担い手の最も大きな柱であります認定農業者の認定促進を図りますとともに、経営改善や法人化等を支援する事業でございます。

具体的には、2の事業内容の(2)にありますとおり、県農協中央会、農業会議などで構成します熊本県担い手育成総合支援協議会におきまして、記載にあります①から⑤のような制度研修会の開催や税理士等スペシャリストの派遣によります改善指導などを行っていくものでございます。

また、その下(3)には、市町村段階におきましても、市町村、JA、あるいはこれらで構成します市町村担い手育成総合支援協議会等によりまして、①から⑦にありますような認定農業者の認定促進法人化に向けた支援活動を進めていくということにしているところでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

くまもとの農家経営「夢づくり」支援体制確立事業でございます。

この事業は、個々の認定農業者に着目して行うものでございまして、JAや県、市町村連携のもと、経営から指導、管理までの効率的・効果的な支援を確立する事業でございます。

す。

具体的な事業内容でございますけれども、2の(1)にありますとおりの望ましい経営支援体制のあり方の検討、それから(2)にあります農家経営支援システム構想作成事業、これはJA中央会が作成するものでございまして、ここへの補助を行うものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

地域営農組織育成緊急支援事業でございます。

この事業は、もう一つの担い手の柱であります地域営農組織が、将来にわたって地域営農農業を担い、経営まで行う安定的な組織となるよう育成するための事業でございます。それぞれの地域営農組織に応じまして、経営力の強化を図りまして、法人化に向けた各種支援策を講じるものでございます。

具体的には、2の(2)と(3)にありますように、県や地域に設立されております地域営農組織連絡協議会の活動促進、それから各種研修会等による組織リーダーの育成、それから農業機械の整理合理化への支援等を行うというものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

地域営農組織法人化加速支援事業でございます。

この事業は、地域営農組織の法人化をモデル的に促進するための事業でございます。20年度に税理士等のコンサルティングを受けました地域営農組織の中で、各地域のモデルとなりますような――21年度は5組織を考えておりますけれども、これに対して助成を行うものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

24ページは、農地流動化推進事業でございます。

この事業は、農地の担い手集積を進めますために、農地の売買を行う県農業公社、それから農地の貸借を行いますJA農地保有合理化法人の活動を支援するものでございます。

2の事業内容の(3)の面的集積支援事業におきましては、これは新規事業でございますけれども、市町村へのコーディネーターやJA合理化法人に面的集積専従者というものを配置しますとともに、集積面積に応じまして交付金を交付するものでございまして、JA中央会や市町村、農業委員会とも連携しながら、農地の面積集積を推進することにしております。

次に、25ページをお願いいたします。

耕作放棄地解消緊急対策事業でございます。

この事業内容は、農用地区域外に存在します耕作放棄地の復元に対しまして、10アール当たり3万円の助成を交付するものでございます。営農上あるいは景観上の理由などで積極的に活用すべき農地について事業対象とすることとしております。

なお、この事業は、単県で農用地区域外でございますけれども、これとは別に、国が直接新規事業として行います農用地区域内を対象とした事業もありまして、これらとあわせまして、耕作放棄地の付近を総合的に推進することとしております。

次に、26ページをお願いいたします。

子どもたちによる耕作放棄地再生モデル事業でございます。

この事業内容でございますけれども、耕作放棄地を活用して小中学生が農業体験や食育活動を行うことに対して助成することにしておりまして、子供たちに農業や地産地消の大切さを理解してもらうとともに、耕作放棄地の解消のための機運醸成を図る事業でございます。1カ所当たり60万円を上限にしておりますが、予算の範囲内であればさらに箇所数をふやすということも可能でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

新規就農者等支援対策事業でございます。

この事業は、農業への意欲ある人材を確保するため、他産業からの新規参入者など、多

様なニーズに対応した就農支援対策を行う事業でございます。

2の事業内容のとおり、(1)就農相談窓口の整備、それから企業参入促進、(3)県立農業大などの研修、(4)青年農業者クラブの活動支援などでございます。

特に、(2)にあります企業参入促進につきましては新規事業でございます、参入を希望する企業のニーズ調査、それから農地情報の収集など、企業参入促進のために必要な事業を追加しておるところでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

女性・高齢農業者バックアップ事業でございます。

この事業は、農業経営に参画します女性農業者、それから高齢農業者の多様な活動を支援する事業でございます。

事業内容は、2にありますとおり、農業女性アドバイザーの認定や家族経営協定の推進等、女性農業経営者の支援、それから女性・高齢農業者の企業活動等の支援、さらに男女共同参画社会づくりの総合的推進などを行うものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

経営構造対策事業でございます。

この事業は、地域ぐるみで農業構造を変革していくため、農産物の生産・加工・流通・販売等のための施設を総合的に整備しまして、認定農業者など担い手の確保、育成を図る事業でございます。今年度は、玉名市南部地域ほか3地区で、主としてリースハウス等の設置を計画しているものでございます。

最後に、30ページの都市農村交流対策事業をお願いいたします。

この事業は、農業・農村の活性を図るため、都市住民と農村の交流を促進する事業でございます。

2の事業内容(1)と(2)にありますとおり、都市住民に対する交流から滞在につながるよう、受け入れのためのさまざまなソフト事業、

それからそれに必要な施設整備を行うこととしております。

農村・担い手支援課の説明は以上でございます。

○渡辺農業技術課長 農業技術課長の渡辺でございます。

31ページからお願いいたします。

地域農業サポーター活動促進事業でございます。

農村において農業指導者が不足しているとの声にこたえまして、昨年の末に、改良普及員等のOB、OGを地域農業サポーターとしてボランティア活動を委嘱しております。サポーターには退職後相当期間がたっている方もおられますので、本年度は本格的な活動ができますよう、退職以後の新たな農業施策や制度の動き、農業をめぐる社会情勢の変化、さらには、新たに開発された農業生産技術等についての研修や情報提供を行うことでサポーターの活動を支援していくこととしております。現在、普及員OB18名、JA指導員OB3名、農業高校OB3名、計24名に活動をお願いしているところでございます。

32ページでございます。

農薬適正使用総合推進事業でございます。

農作物への農薬の使用に当たりましては、農薬取締法のほか、食品衛生法に基づきますポジティブリスト制度や熊本県食の安全安心推進条例が関係しております。農家に適正使用をアドバイスする農薬適正使用推進員等を対象としました講習会の開催、ポジティブリスト農薬の一斉分析、あるいは農薬取り締まり等を通じまして、農薬の適正使用と県産農産物の安全確保に努めてまいります。

また、稲やトマトのようなメジャーではない作物としまして、例えばニガウリ、オクラなどマイナーな作物につきましては、使用可能な登録農薬がないか、あるいは限られていることもございます。農薬メーカーと連携し

ながら、マイナー作物への農薬登録の拡大試験に取り組んでいくこととしております。

33ページ、くまもとグリーン農業推進事業でございます。

環境や食の安全・安心への消費者への関心が高まる中、これらに配慮した農業の取り組みをくまもとグリーン農業として土づくり、減農薬、減化学肥料等による環境負荷軽減を推進するとともに、消費者の理解促進を図りながら生産と流通の拡大を目指すこととしております。

事業内容としましては、グリーン農業の推進大会、化学肥料や農薬の削減に取り組むエコファーマーや熊本独自の制度でございます「有作くん」の認証の促進、あるいはこれらの農業のモデル実証展示を行うこととしております。

34ページ、農地・水・環境保全向上対策事業のうちの営農活動支援部分でございます。

この農地・水・環境保全対策につきましては、2階建ての制度となっております。1階部分につきましては、農地や用水路を地域ぐるみで保全する活動を支援するもので、農地整備課の所管となっております。私どもとしましては、この2階部分につきましては、これらの地域で先進的な環境保全型農業に取り組む活動に対しまして支援するものでございます。

具体的には、堆肥の散布などの基礎的な環境保全活動と化学肥料や農薬を削減する取り組みに対して支援金を交付するものでございます。必要な経費は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1ずつ負担することとしております。

農業技術課は以上でございます。

○麻生農産課長 農産課でございます。

35ページをお願いいたします。

くまもとの米・麦・大豆魅力アップ事業につきましては、多様な消費者ニーズにこたえ

るため、米・麦・大豆の生産性の向上を図るとともに、安全性や食味の追求、低コスト化等の生産対策及び販売対策、また、食育消費拡大のためのPR活動を行うものでございます。内容としましては、県の推進費と団体に対する補助事業でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

いぐさ・畳表生産体制強化緊急対策事業でございます。

現在も中国との厳しい競争が続く中、国産畳表の生き残りを図るため、イグサの畳表の高品質化等に取り組む生産者を支援するため、緊急措置として、ハーベスタなど共同機械利用の整備による生産者の育成及び技術実証圃の支援を行うものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。

生産総合事業、これは国の国庫事業でございます。農産物の計画的生産、高品質農産物の供給体制の確立、施設機械等の整備を総合的に実施するものでございまして、主な事業内容等についてはお手元の資料に記載されているとおりでございます。

次に、38ページをお願いいたします。新規事業でございます。

非主食用米総合推進事業につきましては、いわゆる適当な転作が見つからないことなどから、休耕田が現在県内で発生をしております。その一方で、国産飼料や加工用米への需要が高まるなど、政策的ミスマッチが起っておりますので、このような状態を踏まえて今回の事業を展開するものでございます。

具体的には3つの事業に分かれておりまして、休耕田におきまして米粉用米、飼料用米を植えた場合、国の助成金とあわせて生産費が補てんできるよう、県単独で2万4,000円を補てんする、いわゆる生産費補てん事業と、今後、やはり低コスト化を進めるための事業として、専用技術者の低コスト技術を導入する低コストパイロットモデル地区を設置する事業でございます。

それから、最後に、米粉の普及等につきまして推進する推進事業と、4番目につきましては、これは国の新しい事業でございます。非主食用米の生産拡大に必要な施設の整備を国庫補助として行うものでございます。

それから、現在、非主食用米の補てん事業の2万4,000円につきましては、国の経済対策の中で増額が予定をされておりますので、仮に補てんがなされた場合につきましては、国との財源構成が入れかわるといような形になると想定されております。

○城園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

39ページをお願いします。

野菜価格安定対策事業でございます。

野菜農家の経営安定を図るために、事業対象の野菜の販売価格が保証基準額を下回った場合、生産者に価格差補給金を交付するための資金造成を行うものでございます。

続きまして、40ページをお願いします。

園芸新たな挑戦強化対策事業でございます。

県単の補助事業でございます。気候温暖化を初めとした厳しい条件下にある野菜、果樹、花卉産地の維持・発展を図るため、事業内容欄にありますように、省エネ施設や温暖化対応施設等の新たな技術や経営に挑戦するための施設・機械の整備や高品質な園芸作物生産体制の整備に対する補助を行うものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

魅力あるくまもとブランド園芸製品づくり推進事業でございます。

県が推進します信頼と魅力あるトップグレード製品づくりに向けた産地での生産拡大等、こだわりの品質管理体制づくり並びに生産出荷に係る施設の整備等への支援を行うもので、新規事業でございます。

このトップグレード製品につきましては、

温州ミカンをこだわりを持って栽培しまして、ミカンの内袋がやわらかくて、薄くて、食べるととろけるような味のする「とろけるミカン」とか、特産のデコポンについては、低温貯蔵で熊本県は全国で一番遅い5月まで品質を保って出荷できますけれども、さらに、保温資材を用いまして、お中元用のデコポンということで出荷することなどに取り組みたいというふうに考えております。

続きまして、42ページをお願いいたします。

くまもとの宝トップセールス事業でございます。

県産農林水産物について、国内外の市場の確保と規模拡大を図るため、知事が生産者団体とともにトップセールスを展開するものがございます。あわせて県内生産者の意欲の向上につなげたいというふうに考えております。

事業内容としましては、試食会、商談会、熊本フェアの開催、知事が訪問されるときに県産品のPR、海外は、シンガポールなど東南アジア1カ国を計画しております。

続きまして、43ページをお願いいたします。

総合直販サイト推進事業でございます。

インターネット人口は8,700万人を超えたと言われまして、ネット購入も一般化しております。市場規模は3兆円とも言われておりまして、そのうち食料品は13%というふうな統計もございます。ネット販売という流通チャンネルにつきまして、専門的知識の習得とか、インターネットにつきましては、不特定多数に瞬時に情報が発信されるということで注意する点多々あろうかというふうに思います。それらの事柄につきまして、農業団体、生産法人などの生産者組織の方々と一緒に勉強しようというものでございまして、新規事業でございます。

以上、園芸生産・流通課の主要事業・新規事業でございます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

資料の44ページをお願いいたします。

くまもと和牛緊急増頭対策事業でございますけれども、この事業の目的といたしましては、本県は全国第4位の和牛の生産県でございます。この生産体制の基盤強化及びブランド力強化を図るために、繁殖雌牛の緊急的な増頭支援を行うものでございます。

事業内容といたしましては、現在30頭程度の規模のモデル農家を選定いたしまして、これらの農家を50頭規模まで引き上げまして、繁殖牛の専業経営を目標に、あわせて自給飼料の増産を行いまして繁殖牛の導入を支援するものでございます。

事業主体は、農協連等ございまして、県下に15戸のモデル農家を選定いたしまして、増頭と並行して、技術及び収益面での調査指導を実施してまいりますものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

家畜畜産物価格安定対策事業でございますけれども、この事業の目的といたしましては、肉用子牛、肉豚、鶏卵の価格安定を図るために、基金造成を行いまして、畜産農家の経営安定を図るものでございます。

事業内容といたしましては、ここに(1)から(3)に書いておりますけれども、肉用子牛、肉豚、鶏卵、それぞれの部分につきまして基金を造成いたしまして、販売価格が基準価格を下回った場合に農家に補てんするものでございます。

3のその他の(2)のところに書いておりますけれども、これらの基金は、国、県、農業団体、農家がそれぞれの割合で基金を造成しておるところでございます。

46ページをお願いいたします。

くまもと畜産物流通戦略対策事業でございますけれども、この事業の目的といたしましては、本県畜産物のブランド化や高付加価値化を通じまして、競争力の強化や円滑な流通を推進するものでございます。

事業内容といたしましては、(1)から(6)まで書いておりますけれども、特に農業研究センターで開発いたしました「ひごさかえ肥皇」「天草大王」これらの県産ブランドとしての普及や、(3)のところですが、これは県産牛肉、現在のところ「くまもと黒毛和牛」「くまもとあか牛」「くまもと味彩牛」ということで販売しておりますけれども、それらのPR、それと(5)の県産牛乳関係の消費拡大を推進するための事業でございます。3のところの(1)に書いておりますが、それぞれの事業主体へ助成をするものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

熊本県食肉輸出促進対策事業でございますが、これは新規事業でございます。

目的といたしましては、菊池市の七城にあります熊本県畜産流通センター、これは昭和47年度に整備しております、現在37年が経過しております。そのため、老朽化が進み、耐震構造不足等が指摘されているような状況でございます。そこで、この畜産流通センターを輸出対応型の食肉センターへ整備するための補助を行うもので、輸出可能な高レベルの食肉としてのブランド化を図りたいと思っております。

その他のところの事業主体でございますけれども、事業主体は、株式会社熊本県畜産流通センターでございます、国、県での補助を考えているところでございます。一応事業期間といたしましては、21、22年の2カ年間で予定しているところでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

畜産総合対策事業でございますけれども、この事業目的といたしましては、畜産農家の経営改善を図るためのコンサルタント等の専門家による飼養管理技術や経営技術の助言及び自給飼料の増産・利用拡大を推進するための事業でございます。

事業内容といたしましては、(2)のところ書いておりますけれども、畜産総合対策事

業につきましては、自給飼料増産を図るための施設・機械、こういったものの導入を図ることとしております。

49ページをお願いいたします。

配合飼料価格高騰対策緊急支援事業でございますけれども、この事業の目的といたしましては、配合飼料の価格が高騰、特に昨年度は18年の9月から値上がりをはじめたわけでございますけれども、そのときに比べますとやっぱり1.6倍ぐらいまで値上がりし、現在はやや低下しておりますけれども、高値安定で推移しているような状況でございます。

そういったことで、畜産農家の経営も非常に厳しく、それらの農家を側面から支援するための事業でございます、事業内容といたしましては、自給飼料の生産拡大をするための飼料貯蔵施設、一般的にはバンカーサイロと言っておりますけれども、こちらの設置や飼料米を推進するための畜産農家での実証展示を実施するものでございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

公社営畜産基地建設事業でございますけれども、この事業の目的といたしましては、飼料基盤の整備や畜舎、機械等を一体的に整備し、土地の有効利用や畜産振興を図る事業でございます、事業内容といたしましては、現在、阿蘇東部地区、これは阿蘇市と産山村でございますけれども、それと宇城上益城地区、今この地区の事業を進めているようなところでございます。

畜産課は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

まず、51ページをお願いいたします。

農業農村整備事業全般につきまして御説明を申し上げます。農業農村整備事業につきましては、農地、農業用水を整備、保全することによりまして、熊本の農業・農村を支えま

す非常に重要な事業でございます。

事業内容といたしましては、(1)にございます営農や地域の特性に応じた農業生産の基盤ということで県営のかんがい排水事業など、(2)といたしまして、農地や農業用水などの農村資源の保全管理ということで、基幹水利施設ストックマネジメント事業など、最後3番目でございますけれども、快適で安全、安心な農村の生活環境の整備ということで、農地防災事業等の事業につきまして、地域の状況に応じまして、効果的に効率的に進めてまいりたいというふうに思っております。

52ページでございます。

農業農村整備調査計画費でございます。

目的でございますけれども、資料の目的の2番目でございますけれども、これにつきましては、将来県営事業として整備が必要な地区につきまして、事業着手前に地域調査、整備構想の検討を行いまして事業計画を策定し、農業生産基盤の計画的な整備を図るためのものがございます。

事業内容につきましては、その下の2に記載しておりますけれども、(1)及び(2)におきましては、農業用水や排水の基礎的な調査、事業計画の作成、それから3番目(3)(4)におきましては、畑作振興に不可欠な水源等の調査、それから農地防災事業の基礎的な調査などを行うものがございます。

次に、53ページをお願いいたします。

国営土地改良事業等でございます。表に記載しておりますのが、平成21年度、本年度の実施継続地区でございます。

その中で川辺川地区につきましては後ほど御報告をいたしますけれども、地元の合意形成が依然として不透明な状況でございますので、事業といたしましては、昨年度に引き続きまして、今年度も事業の休止の状態ということでございます。

それから、大野川上流地区におきましては、

水源でございます大蘇ダムの浸透問題に対しまして、国は本年度も引き続き試験湛水を行うことということでございます。一方、国営事業の主要施設につきましては、既に完成をしておりますので、地元農家へ御説明をした後、今月中には熊本県側につきましても試験的に一部給水が開始される予定になっております。

最後でございますが、54ページをお願いいたします。

農業農村整備推進交付金でございます。

この交付金につきましては、市町村や土地改良区が実施をいたします団体営農業農村整備事業に対しまして、これまで各事業ごとに継ぎ足し補助として助成をしておりました県単独の補助金を整理統合いたしまして、新たに農業農村整備推進交付金として支援を行うことによりまして、事業の効果的・効率的な展開を図るものがございます。

農村計画・技術管理課は以上でございます。

○大薄農村整備課長 農村整備課でございます。

55ページをお願いいたします。

県営かんがい排水事業でございます。

農業生産の基礎となります水利条件の整備を行い、水利用の安定と合理化及び水田の汎用化を図るために、農業用水路や排水施設等を整備します。また、基幹的施設の補修のほか、ため池等の水辺空間を活用した快適な農村生活環境の整備を推進します。

事業内容につきましては、記載のとおりでございます。地区数19地区について、今年度は実施してまいりたいと考えております。

次に、56ページでございます。

県営経営体育成基盤整備事業につきましては、水田の区画整理や用排水路、農道等の基盤整備とあわせて、農地の利用集積に向けましたソフト事業を一体的に実施して、生産性

の高い農業構造の実現を図ります。

事業内容につきましては、記載のとおりです。また、事業の種類、6種類の事業で実施してまいりたいと考えております。

57ページでございます。

農道整備事業につきましては、広域農道、農免農道、一般農道、ふるさと農道事業で、農業生産活動の効率化と農産物の流通の合理化による農業生産性の向上、あわせて農村環境の改善を図ります。事業の内容は、農道の新設及び改良、既設農道の点検・診断及び補修・保全を行います。

58ページをお願いします。

海岸保全事業でございます。

高潮、波浪、または津波等の海象災害から、海岸背後地の生命・財産を防護するために、堤防や消波工等の施設の新設、または改修を行います。また、老朽化した堤防や樋門等、海岸保全施設の補修を行い、機能の回復を図ります。

59ページをお願いします。

中山間地域等直接支払事業についてでございます。

条件の不利な中山間地域で農業生産活動が行われております農業者の方々に対して、多面的機能を確保するという観点から、直接支払交付金を交付するものでございます。

当事業につきましては、平成12年度から1期対策、また、平成17年度から21年度まで5カ年の2期対策を実施しておりますが、今年度は最終年度となっております。今後とも引き続き事業が実施できますよう、国等にも要望を強めていきたいと考えております。

60ページをお願いします。

農地・水・環境保全向上対策事業でございます。

本県農業の持続的な発展と多面的機能の健全な発揮を図るもので、その基盤となります農地や農業用水等の資源の保全・管理のために、農家、非農家が地域ぐるみで取り組む草

払いや水さらい等、共同活動に支援を行います。先ほど農業技術課から説明がありましたとおり、営農活動への支援等を含めまして実施してまいります。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

まず、61ページの森林整備地域活動支援交付金事業でございます。

この事業は、間伐などの森林施業の前段に必要な活動ですとか、森林施業の集約化に必要な活動、こういったものを支援する事業でございます。どういった活動かと申しますと、2の事業内容の表の3列目の対象行為の欄をごらんいただきたいと思いますけれども、1つは、1段目にありますように、森林所有者等が間伐などの森林施業を行う前段で行います作業区域の明確化ですとか歩道の整備といった活動、それから2段目にあります林業事業者等が森林施業の集約化を行う際に必要となります森林情報の収集のための活動、さらに、3段目にありますように、森林情報の収集活動とあわせて行います所有界を明らかにするための活動、こういった活動を支援するために、市町村が林業事業者・所有者等に対しまして交付金を交付する、それを県が支援するという事業でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業でございます。

この事業は、森林の整備を推進するメインとなる国庫補助事業でございます。森林所有者や森林組合等が行います植栽、下刈り、間伐などの一連の造林・育林に対して補助を行うものでございます。

次に、63ページの水とみどりの森づくり事業でございます。この事業は、水とみどりの森づくり税を活用した事業でございます。

2の事業内容に掲げております各事業を簡単に御説明いたしますと、(1)の針広混交林

化促進事業につきましては、森林所有者による管理が放棄された人工林を対象にいたしまして、強度の間伐を行って針葉樹と広葉樹のまじった森林に誘導する補助事業でございます。

(2)のくまもと未来の森林植林加速化緊急事業は、内容的に2つございまして、1つは、皆伐後放置された林地にどうしても放置できないといった場合に、県が広葉樹等の植栽を行う事業ですし、もう1つは、森林所有者等が植栽を行う場合に、苗木代の一部を補助する事業でございます。

(3)のシカ等森林被害防止対策事業は、シカ被害防止施設の資材費に対する補助を行うものでございます。

(4)の水とみどりの森づくり推進事業は、住民団体・ボランティア団体等が行います森づくり活動等を支援する事業でございます。

次のページの64ページをお願いします。

(5)の水とみどりの森づくり普及促進事業につきましては、県民の皆様に、森林あるいは森づくりの重要性を理解してもらうためのフィールド・機会・情報等を提供する事業でございます。

次に、65ページの森林被害(シカ)対策事業でございますけれども、この事業は、シカによる森林被害を防止するための対策を再掲分も含めてまとめたものでございます。

2の事業内容のうち(1)は、先ほど説明しました森林環境保全整備事業のメニューとして、植栽や間伐等をあわせて行います被害防止施設の設置に対する補助でございますし、あと(2)(3)も、先ほど説明しました水とみどりの森づくり税を活用した対策でございます。

(2)は、所有者が植栽をした後に、シカ被害に遭い放置された林地について、県が広葉樹等を植栽する事業でございますし、また(3)は、所有者がシカ被害防止施設を設置する場合に、資材費の一部を補助する事業でございます。

ます。

続きまして、66ページの林業公社事業でございます。この事業は、熊本県林業公社に対しまして、事業運営費の貸付等を行うものでございます。

3のその他の(2)の経営改善の取り組みの部分でございますけれども、林業公社につきましては、木材価格の低迷等によりまして依然として厳しい経営条件にあるということで、平成17年から、有識者による経営改善推進委員会というものを設置いたしまして、一層の経営改善方策ですとか林業公社のあり方について検討を行っていただきまして、昨年8月に、最終的に林業公社の今後のあり方に関する方針という県の方針を決定したところでございます。今後、この方針に基づきまして、分収割合の見直しなどの追加的改善策が着実に実行されるよう、林業公社を支援、指導していくこととしております。

最後に、67ページの県有林事業でございます。

この事業は、県有林の管理経営を行うものでございまして、具体的には、2の事業内容にございますように、境界の管理あるいは分収林契約関係の事務等を行います(1)の県有林管理事業、それから間伐などの森林整備を行います(2)(3)の県有林整備事業、さらには、分収林の売り払い等に関連いたします立木処分事業などを実施することとしております。

森林整備課関係は以上でございます。よろしく願いいたします。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

68ページをお願いします。

まず、林業・木材産業振興施設等整備事業ですが、林業振興を図るために、素材生産から加工、流通に至るさまざまな分野で施設を整備し、競争力のある産地形成を目指すためのもので、本年度は、高性能林業機械4台、

製材施設、これはプレカットの加工施設、木くずだきのボイラーなどですが、それらを導入・整備することとしております。

次に、69ページをお願いします。

林業担い手の育成・確保対策ですが、平成17年度の国勢調査結果によりますと、本県の林業就業者は1,655人と、前回平成12年調査時の31%減少となっております。今後、地球温暖化防止対策や新生産システム対応のために、森林整備に関します事業量は増加するものと考えられております。そのため、林業技術の習得や安全指導のための研修を実施し、林業従事者の育成・確保を支援するものです。高校生の林業体験機会の提供や女性の林業担い手への各種研修等も実施していきます。

次に、70ページをお願いします。

特用林産物及び緑化木生産の振興対策ですが、木材生産を除きますしいたけなどの特殊林産物は、山村地域におけます貴重な収入源であり、その生産振興や需要拡大を図ることとしております。また、緑豊かな環境をつくります緑化木を安定的に供給する体制をつくっていくこととしております。

次に、71ページをお願いします。

新規事業です。山の幸地域づくり支援事業ですが、山村の地域特性や人材を活用し、定住者の短期収入の確保を図り、地域の活性化や定住化を進めることとしており、特用林産物を核とした食材の供給、さらにツーリズムなどを組み合わせたプランづくりに対する支援を行ってまいります。体制整備や山の幸の試験栽培や商品化等の試行も行うこととしております。

続きまして、72ページをお願いします。

林道事業ですが、林道は、効率的な林業経営や森林の多面的機能の持続的な発揮のために重要であり、かつ森林の総合利用の促進、山村の生活環境の改善、さらに地域産業の振興等にとって必要な施設であります。

現状は、平成10年に策定しました民有林林道網整備計画に示しました整備目標の約45%の進捗となっております。本年は、緑資源幹線林道菊池人吉線の矢部一泉区間を含みます10路線の県営開設工事を初めとします計39路線について事業を実施することとしております。

次に、73ページをお願いします。

森を育てる間伐材利用促進事業ですが、間伐を必要とします森林の間伐を推進しますとともに、間伐材の利用を促進するため間伐材流通経費の一部を助成し、県内人工林の適正管理及び間伐材の安定供給に資するものです。市町村が助成します場合、その2分の1を県が助成することとしておりまして、1立方メートル当たり4,400円の補助となります。

次に、74ページをお願いします。

県産材需要拡大対策事業ですが、林業・木材産業の活性化を図るため、品質の確かな製品の供給体制を整備しますとともに、木のよさを積極的にPRし、住宅等への県産材利用を促進するもので、本年度は、人工乾燥機等をリース導入する際のリース料の一部助成や木造住宅を新築する際の柱90本プレゼント事業、県産木材を利用すれば地球環境や生活環境の保全に有効であることを消費者にお知らせし、県産木材の利用促進を図る認証事業、木に親しむ環境をお示しし県産材利用を促進するとともに、森づくり税の普及啓発を推進する事業等を行うこととしております。

以上です。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。

資料の75ページをお願いいたします。

保安林整備事業でございます。

この事業につきましては、気象災害等、すなわち台風あるいは病虫害等でございますけれども、そういったものの災害により、水源の涵養や土砂流出防止等の公益的機能が低下

した保安林の機能を回復するために実施するものでございます。

事業内容といたしましては、改植や本数調整伐を伴う保安林改良事業や下刈りや徐伐を行う保安林保育事業がでございます。

次に、76ページをお願いいたします。

治山事業でございます。

治山事業につきましては、山地に起因する災害から県民の生命や財産を守り、水源涵養、土砂流出等の森林機能を増進するために行います治山事業や地すべり防止事業がでございます。

今年度につきましては、平成17年度発生の台風14号災、平成18年から20年の梅雨時期の豪雨災の復旧を重点的に行うとともに、水源の涵養等公益的な機能を高めるための森林整備を実施いたします。さらに、大規模な土砂の移動を伴う地すべりについては、地すべり防止事業による対策工事を昨年度から阿蘇ほか1カ所で実施しております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○神戸水産振興課長 77ページをお願いいたします。

くまもと四季のさかな流通支援事業でございます。

事業内容の(1)につきましては、平成14年度に制定いたしましたくまもと四季のさかな17魚種について、ブランド化の推進、イベントの開催などを通じて、四季のさかなの消費拡大を目指すものです。また、(3)につきましては、県内の漁船漁業漁獲量の6割を占める天草漁協の販路拡大のため、商品開発等のための経費を支援するものでございます。

次いで、78ページをお願いいたします。

くまもと地魚マスター認証制度事業でございます。平成21年度の新規事業でございます。

事業内容の(1)と(2)につきましては、県産魚介類の地産地消を推進するため、魚屋さん

や料理人さんを対象にいたしまして、県産魚介類の漁法や栄養価などの基礎知識を学んでいただき、消費者に対して県産魚介類のよさをPRしていただき、県産魚介類の消費拡大を図るものです。講座の実施、募集事務等を県漁業協同組合連合会に委託して実施し、年間30名、3カ年で約100名の地魚マスターの養成を計画いたしております。

それでは、79ページをお願いいたします。

有明海再生拡充事業でございます。

この事業につきましては、3のその他のところにコメントを入れておりますが、平成20年6月の諫早湾干拓事業訴訟の佐賀地裁判決を受け、当時の若林農林水産大臣が、有明海の再生に向けた取り組みをこれまで以上に拡充・強化することと発言されたことから、国では、平成21年から23年度にかけて、有明海の再生に向けた新たな取り組みを行うことになりました。

県では、(1)の有明海漁業振興技術開発事業で、クルマエビほか3魚種について、放流サイズの大型化と放流尾数の増加を有明沿岸3県と共同で実施してまいります。また、(2)の有明海特産魚介類生息環境調査では、海底の底質の改善を目的といたしまして、干潟の海側の水深が深い海域の海底耕うんを行い、クルマエビの生息に対する効果を把握していきます。

続きまして、80ページをお願いいたします。

みんなで育てる豊かな海づくり事業でございます。

栽培漁業と資源管理型漁業を一体化して資源の持続的利用を図るもので、栽培漁業では、放流種苗の生産委託費、放流事業への支援、放流効果調査の経費を含んでおります。また、資源管理の面では、資源回復計画を策定しておりますアサリなどの4魚種の計画に関する振興管理を行うとともに、漁業者が行う資源管理を支援してまいります。

続きまして、81ページをお願いいたします。

持続的養殖生産推進事業でございます。

本県の漁業生産の7割強を占める養殖漁業につきまして、高水温化や環境の変化に対応し、安定的な養殖生産の確保を図るため、魚類、ノリ、真珠等の漁場の改善、養殖技術の改善と品種の改良を行ってまいります。

最後に82ページでございます。

安心につなげる養殖魚づくり推進事業でございます。

本県の主要養殖魚種でございますマダイ、ブリ、トラフグについて、適正な養殖を行っていらっしゃる養殖業者を県漁連と県が適正養殖認証業者として認証し、養殖魚の安全性の確保と消費者への安心の確保を目指しております。

以上でございます。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

83ページをお願いします。

水域環境保全創造事業ですが、この目的は、効能が低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために、覆砂による底質改善や藻場造成等を行います。

事業内容ですが、有明海、八代海の干潟域等におきまして、県営漁場整備事業を3漁場で、市営漁場整備事業を2漁場で、覆砂及び藻場造成を実施します。

次に、84ページをお開き願います。

広域漁港整備事業ですが、安全で安心な水産物の安定的・効率的な供給を図るため、漁港の計画的な整備により、水産物の生産、流通の拠点づくりを推進します。

事業内容ですが、牛深、御所浦、塩屋、二江、丸島漁港の県管理5漁港におきまして、漁港施設、防波堤、突堤、物揚げ場等の整備を推進します。

次に、85ページをお願いします。

漁港関係海岸保全事業ですが、本県の海岸は、約1,090キロの延長があります。このう

ち301キロメートルが水産庁所管の漁港海岸で、そのうち224キロを漁港海岸保全区域に指定しております。

事業内容ですが、高潮、波浪、津波等による被害から漁業集落における住民の生命、財産を守るために、海岸環境の整備、海岸の適正な利用を図るため、海岸保全区域内の堤防護岸等施設の整備を行います。県事業は1海岸、市町事業は3海岸で整備を行います。

以上、説明を終わります。

○九谷弘一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○井手順雄委員 17ページ、団体支援総室にお聞きしますけれども、農業近代化資金とか漁業近代化資金とありますね。このうち1件当たりの上限は、農業と漁業はどうなっていますか。

○牧野団体支援総室長 農業近代化資金ですね——少々お待ちください。済みません。

まず、農業近代化資金ですが、事業によってちょっと違いますが、例えば経営規模拡大、こういうふうな場合は、個人が1,800万とか法人が3,600万、それは事業によって上限が違います。それから、漁業近代化資金につきましても、個人が9,000万、法人が1億8,000万、漁協が12億とか、こういうふうな形で上限が決まっております。

○井手順雄委員 今、漁業の方は、私が聞いたところによると2,000万までと。例えば、船を買うとか、そういう機械類を買うためのときには、漁業の方は上限が2,000万と。そして農業の方は4,000万かな。そういう上限で、漁業と農業と限度が違うんですよ。これはどうしてかな。

○牧野団体支援総室長 まず、漁業の方の2,000万と言われましたのは、これは沿岸漁業改善資金という別の資金だと思います。これは県の資金でございまして、近代化資金とはまた使い道が違うといいたいでしょうか。ですから、対象に応じて資金が違うという形だろうと思います。

○井手順雄委員 そしたらね、結局何を言いたいのかといいますと、今船をかえようというような方がたくさん——たくさんというのか、10軒とかいらっしやるんですけども、県の無利子のいわゆるそういう制度にのせようと思っても、1台が今3,700万ぐらいするそうです、船が。そして、それにのってくるような事業はないそうですたいな、漁業に関しては。何とかそういう事業あたりを、船1台分ぐらいの上限があるような枠をつくっていただければなというふうな要望がたくさん来ているわけですか。それに対して、何か県の方として対策は立てられますか。急で済みませんが。

○牧野団体支援総室長 漁業につきましては、大きく分けまして、漁業近代化資金という利子補給をやりますやつと、それから沿岸漁業資金という、これは県が直接貸し付けるやつ、それからあと、政策金融公庫の資金がございまして、それで、事業とそれから資金に応じて、大体これをどの辺に充てていくというふうになってございまして、ロットが大きくなりますと、公庫資金とか政策公庫資金とか、そういうものが用意されておりますので、役割分担といいたいでしょうか、そういうような形が一つあるだろうというふうに考えております。

○井手順雄委員 はい、わかりました。

もう1ついいですか。63ページ、水とみどりの森づくり税をちょっとお聞きしますけれ

ども、これは去年何か見直しをするということをお聞きしたんですが、これは継続となっておりますけれども、見直しはされたんですかね。

○白濱農林水産政策課長 今見直しを行っているところでございます。

○井手順雄委員 今見直しを行っているというなら、何でこうやって予算が計上されておるのかなと不思議な思いがしますけれども…。

○白濱農林水産政策課長 県庁関係各課がいろいろ関係ありますものですから、いろいろまたずっと話を詰めてございまして、ちょっと…。

○井手順雄委員 だけん、何で予算がのっとねと言いたいよとたい。

○織田森林整備課長 森林整備課でござい

ます。去年の経緯を若干御説明させていただきたいというふうに思いますけれども、まず、去年の9月の県の財政再建戦略の中間報告の中で、この水とみどりの森づくり税につきましては、条例改正を含めた検討が必要といったような位置づけがされております。それを受けまして、全庁的な検討体制がつくられて、いろいろ、各部からの御提案ですとか、あるいは井手委員から御提案がありましたそういった提案を経て、幾つかの新たな事業が本税を充当する検討の対象となったということとございまして、具体的には、シカの捕獲対策ですとか、あるいは地下水の保全対策、海岸の清掃対策、都市公園等の緑化、そういったものが検討の対象になったということとございまして、

ただ、一方で、現在の税の条例の規定でな

かなか読めない、いわゆる今の規定は、森林の有する公益的機能の維持、増進を図る施策に要する経費に充てるために税を課すると、そういう規定になっておるわけですがけれども、これでなかなか読めない事業を行いますためには、新たな条例を制定するのですとか、あるいは今の条例を改正するといったことが必要になってまいりますけれども、そういう新たな条例の制定等を行いますためには、一つは、新たなそういう事業の必要性、有効性ですとか、あるいは、その事業の財源として超過課税を徴収する妥当性、こういったものを十分検証する必要があるとございますし、または、どういったところまでこの税の充当する事業の範囲を広げていくのかといった考えとか整理等も必要となってまいります。

さらには、県民の皆様の理解を得るための取り組みなんかも必要となってくるということで、そういった中で21年度予算に向けましてはなかなかそのあたりまではたどり着かなかったということで、まずは、現在の条例で読める範囲内において使途の見直しの検討が行われまして、その結果、森林の保全の観点から、シカの捕獲対策を新たに税を充当する事業として位置づけたというところでございます。

ただ、先般策定されました県の財政再建戦略におきましては、この税につきまして、税金の効果的な活用を図るため、充当事業のあり方について、条例改正を含め引き続き検討といった位置づけをされておりますので、その中で引き続きいろいろな各般のまた検討もしていくということになっておりますので、何とぞ御理解を賜りたいというふう存じます。

○井手順雄委員 じゃあ、そういうことをやっぱりつけ足すべきですよ。書いとかぬとね、おかしいんじゃないですか。今言葉を言ったように、そういう説明をすればわかりますよ。

ぱっと見たら区分継続でしょう。今各課で検討しているでしょう。暫定じゃないですか、これは。そういう考え方でしょう、結局。

ですから、やはりいろんな意見があるということであれば、そういう文言も入れて、私がこの間も言ったように、これは水産の方を見ても清掃等の予算というのは出てないんですよ。やっぱり山からの間伐材の残りかすとか、台風とかで出てくるときには、ほとんどのごみが木くずですよ。これは本当に漁業者、各漁業組合がボランティアで、それとあとバックウオーターとかダンプカーの処理代とかを全部漁協が負担しているんですよ。

そういう状況の中で、やはり水とみどりの森づくり税というところも、漁民もこの500円を払っているんですから、そういった意味では、ぜひとも今後そういう清掃活動ということにも目を向けてほしいなということでもありますので、今そういう検討中ということでもありますので、ぜひともよろしくお願いします。

済みません、もう1個いいですか。あと3つも4つもあつとばってん。

79ページ、水産振興課にお聞きしますけれども、(2)の有明海特産魚介類生息環境調査、これは、環境省というか、農政局から4,500万の措置ができたということでございますけれども、昨年も一昨年も、海底清掃というのは、県単費というか、県の予算でやっていますよね。これとはまた別に4,500万あるという認識でよろしいんですかね。その内訳をお聞かせください。

○神戸水産振興課長 県の単独の事業費とは別のものがございます。県の単独の事業費の方は、金額的に今はっきりと覚えておりませんが、何十万円程度の金額的には少ないものでございます。

○井手順雄委員 昨年、各単協単協で――幾らだったかな、30万とか40万ずつしております

すね。あれ、500万ぐらいありますよ。あれはどこから出たわけですかね、予算は。

○神戸水産振興課長 あの分につきましては、九州農政局からの委託費でございます。

○井手順雄委員 わかりました。

最後に、漁港漁場整備課にお聞きします。塩屋漁港の残土処理護岸工事をされておりますけれども、これはサンドコンパクション、いわゆる砂ぐいを打つというような事業でありますけれども、その砂はどこから持ってこられるんですか。設計はどうなっているんですか。

○尾山漁港漁場整備課長 20年度の発注と21年度のゼロ国と2本予定していますけれども、1本目は今既に発注しております。その砂は、今私が聞いているところでは、県内産ということで聞いております。あとは、まだ発注が6月ですので、その後ということで……。

○井手順雄委員 発注は、その後といたしますか、もう既に公告されておるとお聞きしておりますけれども、設計はどうなっていますか。

○尾山漁港漁場整備課長 設計は、物価調査を委託しまして、流通の単価、実際の取引の単価を計上させてもらっております。

○井手順雄委員 課長が言わぬなら私がいいますけれども、1,900円で県内産というような形で設計を上げておられます。しかしながら、平成20年度は県内産はありません、もうありません。それはちゃんと調べてから設計されたということですね。ないということを知って設計されたわけですね。

○尾山漁港漁場整備課長 20年度は繰り越し

ということで、実際は今から公示するということになりますけれども。

○井手順雄委員 いや、公告して、設計書にうとうとあるんですよ。わかりますか、言う意味。そしたら、いざ今度開札して落札業者が決まります。そのときには、1,900円で県内の砂はないんですよ。そういう話です。どうやって調達するんですかと。

○尾山漁港漁場整備課長 設計単価は2,000円と私聞いてますけれども、その1,900円というのは……

○井手順雄委員 なら2,000円。

○尾山漁港漁場整備課長 2,000円で県内産で入るといふふうに私は聞いてますけれども。

○井手順雄委員 だれからお聞きになったんですか。

○尾山漁港漁場整備課長 業者から担当に話があって、担当から私聞きましたけれども……。

○井手順雄委員 もう既に私も、海砂利の削減計画の中で20万立米と、もう今年度になりました、あらかじめの行き先というのをリークしたところ、今度の発注分には4万から5万立米砂が要ると。その分は余裕がないんですね、もう既に。これが現状なんですよ。こうした場合、こう言っても水かけ論になりますから、そうなった場合、県外産からとらなくちゃいけないというときには、立米2,500円ぐらいかかるんですよ。500円の設計変更を行うんですか。

○尾山漁港漁場整備課長 それにつきまして

は、物価の変動、その他いろいろの諸事情によりまして、甲乙協議でスライド条項というのがありますので、個別にその要件に合うかどうか判断していきたいというふうに思っております。

○井手順雄委員 ということは、設計変更もあり得るといようなことでありますけれども、そしたら一番から設計を組むべきですよ、そういうのを調べて。そうでしょう。そしたら、後から熊本県産がないから、もう福岡からとるとか、長崎からとりますよ、500円高くなったけんその分とりますよ、250万高くなったけん、250万上乘せしますよと、そういう安易な考えじゃ私はいかぬと思いません。やっぱり県の設計ですから、県発注の工事でありますから、それは税金ですよ。税金で250万無駄遣いになります。当初から、入らないから2,500円で設計しましたというやっぱり設計の仕方が本来の設計のあり方と私は思います。

○尾山漁港漁場整備課長 物価調査会に単価の調査を依頼する場合、県内、県外……。

○井手順雄委員 物価調査会は関係ないですよ、熊本県が設計をするんですから。そうでしょう。そして、あのね、聞きなっせ、課長。熊本県が削減計画をしよるわけたい。わかるね。おたくのところよ、県よ。そこでしよるとに、おたくが砂が4万も5万も要るて、そういうことであれば、そこに聞けばいいんじゃないですか。設計するとき、熊本県産はありますか。簡単なことでしょう、同じ庁内ですから。そしたら、工業振興課だとか、水産振興課もあるじゃないですか、隣に。そういうところが関係しよるわけですから、ないということであれば、初手から2,500円で組めばよかですたい。それを言いたいわけですたい、私は。

物価調査会がどうのこうのは関係ないわけですよ。物価調査会に出せば、熊本県産は2,000円、長崎県産は2,500円と言うてくるですよ、それは。私も聞きました。なら2,500円で設計すべきですよ。そういう横の連携がなっていないから、そういうちぐはぐな答弁になるわけですたい。私が言いたいのは、そこをちゃんと調整して、熊本県は砂がないんだと、一番から県外産の砂で設計をしようとするれば何の問題もないて言いよるわけですたい。わかりますか、コメントは。

○尾山漁港漁場整備課長 20万立米という素枠がありますですね。今合わせて8万ぐらいですよ。そこで入らないというのが、明らかにまだその時点でわからないということが前提だというふうに思っております。

○井手順雄委員 熊本県は、150万立米から使いよっとたいな、砂を。そのうち50%が陸砂、半々ぐらいたい、50%が海砂ですよ。そのうち20%が熊本県産ですたい。あとは全部県外ですよ。ですから、もう20万というのは、すべて行くところは決まるとるわけよ、もう。そのぐらい把握しとらぬとですか、工事を発注しよっとに。こがんしてもがうならたい、そういう反論をするならば、後からでよかた、この問題はね。そういうことをわかっとつとにそういうことを言うけん、私は頭に來るわけですたい。そうでしょう。最初から設計組まなんですよ、どうせないんだから。

○尾山漁港漁場整備課長 まあ、ないというのをはつきり……。

○井手順雄委員 そうじゃないか。よか、もうよございます。

○九谷弘一委員長 まだお互いにかみ合わないようでありますので、その辺については十

分検討されて、井手委員の方に御報告されるように申し添えておきます。

○城下広作委員 今年の末ぐらいから大変景気が悪くなって、派遣社員、派遣村、いろいろ若い人たちが、特に、何と申しますかね、大量生産するような企業で解雇が目立って、そしてもう仕事がないと。そういう人がたくさんふえる中で、代々我が家は3代派遣社員とかという家はないと思います。大体農家とか漁業とか、そういう若者が都会に行って、そういう仕事をして、だけど結果的にそういう仕事があふれて厳しくなると、今そういう時期が来てて、もともと農業には担い手が不足していると。漁業も——漁業はどうかちょっとよくわかりませんが、なかなかとれないから、これは人が要らない、だから仕事をかえる。農業もなかなか食べれないから、いわゆる仕事をかえて家を継がない。

いろいろなことがあると思うんですけども、逆に今派遣村で食べるものもないというぐらいのニュースを見ると、じゃあ私は、ある意味では実家が農家だったら、この際農家に帰って後を継ごうかというのは、いわゆる社会が求めている——ある意味では、生産でどんどんもうかるときには、それに人や雇用がそっちに移動すると。かといって担い手がない場合には、そういう仕事や職種が大体シフトして農業に——また食べるだけはどうにかできると、そんなもうけはしないけどというような流れを大体考えていかなきゃいけないのが社会の構図かなと思うんですけども。

ああいう流れで、具体的に農業にまた戻ってくるような施策もしっかり考えておられるんですけども、現実にそういう兆しは今現場であっているのか。そういう人を受け入れるために、いろいろと手をかえ品をかえやっていって、今から行くと思うんですね。大事だと思うんですけども、この辺のちょっと

今の数字的なもので、間違いなく帰って農業をやろうという人がふえていますか。そういうような数字がわかるならちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○村山農村・担い手支援課長 農村・担い手支援課でございます。

新規就農者の状況でございますけれども、今年の4月の段階でございますけれども、全体としましては、13年ぶりに200名を下回ったところでございます。その新規就農者の内訳でございますけれども、新規学卒者が83名、約半数でございます。それから、Uターン者、これは例えば農家の子供が帰ってきて就農するというものでございますが、Uターン者の新規参入が65名ですね。それから、農業外からの新規参入が11名ということになっております。

こういうようなことで、特にUターンとか新規参入ですね。こういうものに対してどうするかというのがございますけれども、まず、私どもとしては、相談事業ということで、これは県の農業会議の方でもやっておりますし、各振興局でやっております。それから、全国で、北海道、東京、大阪、熊本でも説明会等やっておりますして、そういうPRに努めているところでございます。

この相談事業の内容をしてみると、向こうから来られた方は、18年度は150件ぐらいだったわけですが、昨年は約500件ぐらいにふえているということで、今言われましたとおり、やはりこの時期に農業をしたいという方はふえているんじゃないかということでございます。

また、農業大学校がございまして、農業大学校でも、普通の学生を対象としますものとそれから研修部というのがございまして、そこでもその研修をやっておりますけれども、これらにつきましては、今全体の枠は45名でございますが、それでもやはり倍近くの志願

者がおられるということでございます。これも年々ふえているというふうなところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 いわゆる外国に日本が工業製品とかそういうものを、IT製品なんかをばんばん売のような時代が続けば一番理想なんですけれども、それを長く希望といいますか、望んでいくというのはなかなか、いつかはやっぱり限界があると思うんです。

そういう意味では、農業は、一方で自給率がめっちゃくちゃ40%を切るという中で、みんなわかってて、逆になかなかそこに力が頑張れない。何が悪いのか、よくわかりませんが、理論、理屈ではわかっているけれども、現実には、農業をしたくないとか、生活ができないとか、壁があるから結果的に自給率は下がるばかりと。みんな賢いからわかってるんだけど、そのことに向かう方向になかなか進まない。非常に我々も痛しかゆしで、我々ももう同じように悩んでおります。これをやっぱりどうにか——特に熊本県は農業県だから、そこをどうにか糸口をつかんで、やはりよそでできない、だから熊本ではできないというのは、よほど努力をして、よほどよその県にはないような斬新的なものの施策を考えてやっていく以外にないのではないかなというふうに思います。

こういう熊本だって自給率が100じゃないわけですから、供給県といってもどんどんとさらにまた数字を上げるように、ある意味では今回私も農水委員会に入ったのは、工業だけで行くという考えもこれは厳しいと、農業が少し強くならぬと厳しいのかなと思って、この1年間一緒に勉強していきたいなど、私はそういう気持ちで入らせていただきました。

それで、もう1点なんですけれども、ちょうど地産地消の条例をつくるときのメンバー

と一緒に頑張らせていただきました。そういう意味では、熊本県の農産物を熊本県民がよく食べるといいますか、食していくというか、このことにしっかり一方で努力をしなきゃいけないと思うし、そのために条例でしっかりと皆さんに徹底するようなことも大事だと思います。

また一方で、農業で稼がなきゃいけないというテーマがあるじゃないですか、よそに出すということで。これは、ある意味ではちょっと相反するようなことなんですけれども、この辺のバランスも、県産を買っていただくという戦略と、また、県産をとにかく県民が愛して、また食べていくと、これは農業も漁業も一緒ですけれども、こういうバランスをしっかりとやっぱりことし1年はやる大事な年じゃないかなというふうに思いますので、この戦略も、多分ここにありましたけれども、具体的にその決意といいますか、そういう流れは、どういうふうにやっていくのかということでこの条例を生かしていきたいというのがあればちょっと確認させていただきたい。

○九谷弘一委員長 どなたがお答えいただけますか。

○城園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

委員おっしゃいますとおり、熊本県産の野菜、果実で申しますと、約70数%が県外に出荷しております。30%弱が県内流通ということで、おっしゃいましたとおりやはり県外に出してもうけるというのが一つの熊本県農業の方向だというふうに思っております。

そこで、県外のいわゆる量販店、スーパーあたりで扱ってもらえるように全国12社と連携しまして、もう10年近くなりますけれども熊本フェアをやったり、やはり向こうのバイヤーさんがこちらの産地を理解していただくということでこちらに来ていただくとか、反

対に農協の担当が向こうに行くとか、交流しながらその信頼関係を積み重ねていくというふうなやり方が県外に対しての一つのやり方と、やはり知事に出ていただいてトップセールスをしていただくということで、直接商談会とか熊本フェアで、20年度につきましては、国内で3回、香港で1回。それと、知事がいろいろな企業に訪問されます。そのとき、やはり県産の加工品とか成果品とかもお土産に持って行っていただいて紹介していただくということで、企業のトップに理解していただくということで、その会社での認知、取り扱いもふやしていきたいというふうな、そういう取り組みを県外向けにはしております。

県内につきましては、直売所あたりが今180カ所ぐらいございます。総売り上げが160億から170億、そのうち農産物が80億ございます。これはどんどん毎年伸びております。一つは、そういうところを拠点にしながら、地産地消というのをしっかり進めていくというやり方が必要かというふうに思います。

一方、県内の市場向けにつきましても、5～6割が県内産、やはり時期的に県内産では対応できない時期もございますので、県外から入ってくる分もございますけれども、直売所と市場流通についても、やはり熊本県産というのをしっかりアピールしながら、まずは地元の方が地元でできたものを消費していただくということで、それもあわせて、そういう取り組み自体を県外にもアピールすることで地産地消もやっている。それをやはり県外にも理解していただいて、熊本産はおいしいんだ、いいんだというのをしっかりアピールしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○城下広作委員 熊本のものを自信を持って、そして堂々と売っていただいて、我々もしっかり頑張っていきたいと。また頑張っ

てください。

○城園芸生産・流通課長 ありがとうございます。

○麻生農産課長 今回の関連ですけれども、38ページをおあげいただきたいと思います。

今園芸生産・流通課の方からありましたけれども、食料自給率につきましては、米・麦・大豆といますか、そういう戦略作物がありまして、国の方でも本格的に取り組むという中で、特に本県としましては、この非主食用米ということで、今後自給率を上げる一つ的手段として、米粉、飼料用米、こういうものを休耕田等に植えて今後推進していきたいということで、県としては、単独事業でこういう事業を仕組んだということで、おっしゃるように地産地消の一助になればというふうに考えております。

○平野みどり委員 関連です。私も、城下委員と同じような思いで、11年議員をやっていて、初めて農業の部分勉強させていただこうと思って、今回委員にならせていただきました。

今回の経済危機の中で、先ほどおっしゃいましたように、農業への参入をしていくという中で、既に研修生として海外の方たちが入っておられて、そこが高齢化した農家を支えていた部分がありますが、新規参入の人たちと既に研修生で農家に入ってもらっしゃる方、そこら辺の兼ね合いとかいう部分はどうかかなというふうなことを、まず1点お聞きしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○村山農村・担い手支援課長 兼ね合いと申しますと……。

○平野みどり委員 ですから、実際に農家を

支える労働力で、研修生ですからそんな高額な賃金は得られないと。ただ、新規参入の方たちは、家族を養い、家計を担うような形でひとり立ちしていただかなければならないという状況ですよね。解雇されて一定収入は必要だというような方たちの中で、実際農業現場でどういうことが今起こっているのか、素朴に知りたいと思うんですけれども。

○村山農村・担い手支援課長 海外から研修で来られる方は、各受け入れ団体がありますものですから、そこを通じてやって、最近ちょっと新聞に出まして、ああいう賃金をもらわれないという問題もありましたけれども、ああいう形で団体の会員の農家のところに行って、研修もしながら労働力としても活用してもらっているという状況ですね。

片や、就農したいというふうな就農目的で日本人で研修を受けるという方もおられますので、それはそういうふうなことを受けるNPO法人があったりですとか、あるいはそういう相談を受けまして、こういった、先ほど申しました農大の研修を受けるとか、あるいはそういうふうな形で、そのところはすみ分けが一応はできているのかなというふうな、行き先が違っているというふうなことじゃないかと思っております。

○平野みどり委員 同じ労働力でも全然違う方向からのアプローチなので、そこら辺でいろいろトラブルなり起こらないといいかなという思いがあります。研修生の方たちも、本当に研修ですので、研修をして母国に帰ってそれを生かしていただくということが前提にきちんとないと、なかなか、いろんなルートで労働力としてはなから入ってきたという方たちもおられるという話も聞きますので、いろんな人権の問題もありますので、ちょっとデリケートですけど、今後新規参入されていく中でいろいろまた出てくると思うので、注

意深く私たちも見ていきたいなと思っております。

それと、先ほどのまた生産からそして流通までというようなことですが、蒲島知事がいろんなところに出ていって熊本の農産品をスザンヌさんなんかと一緒にアピールしたり、銀座館とかでも販売されたりして活発になってきているということに対しては、私も非常に評価をして、これから楽しみだなと思っております。

今週末上京したんですけれども、大九州展というのがやっぱりいろんなデパートでされたりして、熊本の商品も扱われているんだなというふうにわかりましたけれども、それで今後、地産地消ということで地元で消費する分、それと首都圏等に出していく分という部分で、首都圏にどんどん出していくことにはやっぱりお金になっていかないという部分もあるので、そうなった場合の流通ですが、今時間的に短く、東京あたり、首都圏とか大阪に出していかないといけないものは、やはり陸路での輸送なのか、それともエアカーゴではないですが、飛行機の一部のカーゴで大丈夫なのか。今後ふえてくる中でどうなっていくのかなというふうに思うんですが、見通しはいかがでしょうか。どこに聞けばいいんですかね。

○城園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

大半は陸路でございます。予冷施設を経てトラック等に積みまして陸路で運んでいます。大阪までは2日、東京までは3日かかりますけれども、熊本県はもともといわゆる輸送園芸地帯といいますか、大消費地までは遠いということで、それに対応できるような果菜類、ミカンとかの果実、それらの産地化をしてきたというふうな経緯がございます。

いわゆるエアカーゴ関係につきましては、熊本空港の夜間便とかとの関連で検討されて

いる経緯はあろうかと思えますけれども、いわゆる飛行機で運べる限界というのがあるかと思えますので、飛行機便については、量的には陸路と比べるとごくわずかなのかなというふうな感じはしています。

それと、陸路でトラックがいいのか、列車を使うのがいいか、これはコストの面もございますので、それらの検討もあわせてやっていく必要があるというふうを考えております。

以上です。

○平野みどり委員 コストの面と、それと環境に優しい流通の方法は何かというようなことも含めて、今後JRも、貨物もどんどんまたやっていこうというふうにしていますし、いろいろ、この場合はこうというような形で、私なんかは、やっぱりエアカーゴも必要なかなと前々からは思っているんですけども、今後どんどんふえてきたときに、そこら辺は多角的に検討していただけたらなというふうに思います。

以上です。

○九谷弘一委員長 要望でよろしゅうございますね。

○平野みどり委員 はい。

○濱田大造委員 1年間お世話になるわけですが、ちょっと大まかなことをお聞きしたいんですが、各課がこうやって一生懸命つくっていただいたんですけども、目的というのはわかるんですけども、ほとんど目標値というのが書かれてないので、いまいち議員は専門家でもない限りよくわからない。私は、いまいちわからないなという部分が多いんですが、1年間勉強するとして、まず、4ページなんですけど、2の(1)の「信頼」のモノを作ると。

例えば、県としての、農林水産部としての年間の出荷額、何千億円を上回るとか、3,000億円をことし何としても上回るとか、もしくは例えば担い手の育成というのも6ページに書いているんですけども、耕作放棄地がかなりふえているというのは議員みんな知っているわけですが、熊本県の農業を維持していくためには、何人毎年担い手を確保していかなければならないのかですね。

あと、もう1点、各課でブランドづくりというのが毎年多分課題としてあるんだと思うんですけども、いまいちうまくいってこなかったと思うんですね。その方向性について、明確にブランドをどうやってつくっていくんだというのがあるなら教えていただきたいんですが。この3つです。

○白濱農林水産政策課長 出荷額に関しましては、3,240億円を予定しております。

○村山農村・担い手支援課長 就農者の確保の目標でございますけれども、今認定農業者は、先ほど申しましたけれども、認定農業者というのが担い手の核的なものということを考えておまして、この目標が大体1万1,000名ぐらいを目標にしたいということで考えております。世代交代等ございますものから、それを33年で割りますと、大体330名ぐらいは年間必要かなということでございます。

先ほど申しました、平成20年は159名ということでございます。そうすると、かなり厳しい状況ということで、いろいろ施策等をやっておりますけれども、やはり最近もずっと250から200名程度でございまして、20年は初めて200名を切ったということでございます。

○城園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

ブランドづくりでございます。知事が就任

されてすぐおっしゃいましたのが、東京に長くいて、熊本には非常にいいものがあるけれども、「くまもと」というのが見えないということでおっしゃいました。私は、ブランドづくりというのは、この「くまもと」というのをやはり全国にわかってもらう、熊本産はいいんだというのをわかってもらう、これが一つの取り組みだというふうに理解しております。

そのようなことで取り組みたいと思いますし、新しくくまもとブランド推進課というのができまして、農林水産だけじゃなくて、観光とかほかの面も一緒に「くまもと」を売っていこうというふうな取り組みも始まりましたので、そこと一緒になって、いわゆる「オールくまもと」ということで、熊本のいいところをしっかりと御理解いただくような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○九谷弘一委員長 ほかにございませんか。なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますけれども、執行部から報告の申し出が1件っております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、宮崎農村計画・技術管理課長、報告をお願いいたします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

川辺川土地改良事業いわゆる利水事業の現状につきまして、私の方から御報告をいたします。

まず、事業の主な経緯から簡単に御説明をいたしまして、最近の動きがございます。それを中心に、まず御説明をさせていただきたいと思っております。

川辺川土地改良事業でございますけれども

も、昭和58年に、かんがい排水、それから農地造成、それから区画整理という内容で事業に着手をしております、平成6年に、受益面積の見直しが必要になりまして、計画変更が行われましたけれども、それについての訴訟がございまして、平成15年5月の福岡高裁の判決において国が敗訴をしたということでございまして、新たな利水計画を策定する必要、これが生じたということでございます。この策定に当たりましては、関係者で構成をします事前協議、これで進めていくということで合意をされまして、協議が進められたというところでございます。

その後でございますが、事前協議におきましての議論とそれから経緯でございます。

農林水産省、国から、平成17年の12月におきまして、事前協議の経緯なりアンケートをもとに、川辺川ダム案、それから相良六藤堰案、この2案が提示をされたということでございます。

事業の実施の区域につきましては、1,299ヘクタールということで関係者の合意が得られたわけでございますけれども、その後、県から、新たな独自案を模索するというような動きがございましたけれども、最終的には、平成18年3月22日に、県議会で設置をされました川辺川問題特別委員会での御審議を経まして、3月24日に、県、それから事業組合、県議会の連名で、農林水産省に新たな利水計画の提示を要望したというところでございます。

それを受けまして、農林水産省から、平成18年5月末でございますが、既設の導水路を活用する新たな利水計画の案が提示をされたわけでございます。なお、この案につきましては、川辺川ダムに水を依存しないというような案でございます。

これを受けまして、事前調査を再開いたしまして、平成19年度からの本格的な工事のために調整を進めたわけでございますけれども

も、一つの区切りでございます7月14日までは合意が得られないというような中で、県といたしましては、農水省が示された新案に絞り込みまして、土地改良法に基づく農家の判断を仰ぐための手続に入っていくというような整理をしたわけでございます。

それから、次でございますけれども、事業の休止までというような経緯になるわけでございますけれども、県が先ほど申し上げましたような整理をいたしたわけでございますが、原告団、それから弁護団とともに、相良村の合意が得られないということがございます。それから、平成18年の7月末には、当時の相良村長さんが国営利水事業への不参加を正式に表明をされるというような状況等がございます。地元の市町村の意見、これの一致が見られないというような状況になったわけでございまして、事業主体であります国は、平成19年末の平成20年度政府予算案におきまして国営川辺川土地改良事業の予算の計上を見送ったということで、事業は休止ということが決定をされたということでございます。

これからが約1年前からの動きになりますので、もう少し詳しく御説明をいたします。

事業の休止が決まりました後、昨年3月でございますけれども、3月に実施をされました相良村の村長選の結果、利水事業の推進を表明されております新しい村長が就任をされたということでございまして、こういう状況に至りまして、関係の首長さん方の議論の場でございます6市町村長会議、これが開催をされまして、国営での早期事業の再開ということに向けて協議を進めるということで合意がなされております。さらに、7月3日での同議会におきまして、農林水産省が示しました新案を6市町村長の推奨案ということで合意がなされたということでございます。

しかしながら、相良村議会におきましては、村長の事業推進方針に反対をされます議員が多数を占められるということでございまして、

地元の合意形成がなかなか不透明な状況が引き続いたということでございまして、農林水産省、事業主体でございますけれども、平成21年度、今年度の概算要求におきまして予算要求を見送ったということでございますので、先ほど御説明をいたしましたように、今年度も事業の休止の状況は続いているということでございます。

こういった動きがある中で、昨年10月でございますけれども、相良村の前村長さん、それから村議さんが立ち上げられました研究会、これは有識者会議と呼んでおりますけれども、これにつきまして、11月4日に独自の推奨案というものも示されたりしております。一方、訴訟の原告団につきましては、11月の初めでございますけれども、こういった研究会の動きに対しまして、時期尚早というような声明を公表されておるところでございます。

こういった状況の中でございますけれども、6市町村長会議におきましては、有識者会議、研究会でございますけれども、ここで示されました各項目について検討を行いました。2月12日につきましては、6市町村長会議としての考え方を取りまとめられるということとともに、農水省新案につきまして、これを改めて推奨案とするということでございまして、相良村につきましては、2月から3月にかけて、村内の農家の皆さんに対して説明会を開催したということでございます。

6市町村会議におきましては、平成22年度、来年度でございますけれども、事業の再開に向けまして、その予算の概算要求の時期、これは国でございますけれども、今年の8月を目途に、農水省新案での地元の合意形成に向けて調整を進めているということの確認をしておるところでございます。改めまして相良村議会に対して本事業への意向を示すように要請することを確認されておるところでございます。

でございます。

こういった6市町村会議の結果を受けまして、相良村長さんが、今月でございますけれども、今月の初めに、相良村議会での全員協議会におきまして、議会としての意向を示すように要請をされたということでございます。相良村の村議会では、今月の10日でございますけれども、臨時議会におきまして、6市町村長の推奨案、農水省新案でございますけれども、これにつきましては、推進決議案を賛成少数ということで否決をされるという一方、相良村有識者会議、研究会とも先ほど申し上げましたけれども、2点取水案、別の案でございますけれども、これでの推進決議を賛成多数で可決をされたというような状況になっておりまして、委員の皆様も御承知のとおり、先週の日曜日でございますけれども、相良村の村議会議員の選挙が行われたというような状況になっております。

今後の進め方でございますけれども、本事業、国営土地改良事業、農業農村整備事業一般でございますけれども、土地改良法に基づいて事業を進めております。関係市町村の合意、それから農家の皆様方、受益者の3分の2以上の同意が必須でございます。そういう中で、まずは、関係の市町村、地元におきまして、農家の意見、それから要望等を十分踏まえられまして、地元の合意形成が図られるということがまずは必要でございます。

県といたしましては、地元で水が必要だというような農家も当然いらっしゃるわけでございますので、そういったことも念頭に置きながら、引き続き、事業主体でございますが、国なり、関係市町村の動向を見きわめながら、合意形成に向けまして、必要があればその支援に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○九谷弘一委員長 報告が終了いたしました

ので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。ございませんね。

なければ、これで報告に対する質疑は終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。ございませんね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○九谷弘一委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。どうもお疲れでした。

最後に、陳情、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しておりますので、御一読を後でしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

午後3時48分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長